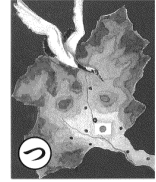




県紋章

# 群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和5年6月21日(水) 号外(第5号)

## 目次

### 告示

○知事指定薬物の指定(薬務課)

ページ

2

**■ 告 示**

## ◎群馬県告示第184号

群馬県薬物の濫用の防止に関する条例(平成27年群馬県条例第27号。以下「条例」という。)第13条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第3項の規定により告示する。

令和5年6月21日

群馬県知事 山本 一 太

## 1 知事指定薬物の名称

- (1) 2-[(4-エトキシフェニル)メチル]-5-ニトロ-1-[2-(ピペリジン-1-イル)エチル]-1H-ベンゾ[d]イミダゾール(通称名Etonitazepipne、N-Piperidinyl Etonitazene)及びその塩類
- (2) (2R, 3R)-2-(3-クロロフェニル)-3-メチルモルフォリン、(2S, 3S)-2-(3-クロロフェニル)-3-メチルモルフォリン(通称名3-CPM、3-Chlorophenmetrazine)及びそれらの塩類
- (3) N-(アダマンタン-1-イル)-1-(4-フルオロプロチル)-1H-インダゾール-3-カルボキシアミド(通称名4F-ABINACA、4F-ABUTINACA)及びその塩類

## 2 指定の理由

条例第2条第7号に掲げる薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

## 3 指定の効力が発生する日

令和5年6月22日